（書面の内容等）

第二百四十条　［略］

2　［略］

3　第一項の書面を申込者等（法第三百九条第一項に規定する申込者等をいう。以下この項及び次条において同じ。）に交付する場合は、申込者等に当該書面を十分に読むべき旨を告げて交付する方法その他の申込者等が確実に当該書面の記載内容を了知する方法により交付しなければならない。

（書面の内容等）

第二百四十条　［同上］

2　［同上］

3　第一項の書面を申込者等（法第三百九条第一項に規定する申込者等をいう。以下この項において同じ。）に交付する場合は、申込者等に当該書面を十分に読むべき旨を告げて交付する方法その他の申込者等が確実に当該書面の記載内容を了知する方法により交付しなければならない。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。